平成２７年（フ）第４００号
静岡県浜松市浜北区内野617番地の１　ガルボカンパーニュ202号
債務者　田中　滋人
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４３９号
静岡県浜松市南区芳川町638番地の２　マンションラポール302号
債務者　石井　常広
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４６６号
静岡市葵区西瀬名町17番　Ｋ１－401号
債務者　大石　　翼（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１７号
奈良県奈良市紀寺町675番地の１　ＰＡＲＫ　ＶＩＥＷ紀寺404号、旧住所岡山県赤磐市桜が丘東２丁目２番地18
債務者　津下　俊則
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５１号
岡山市南区当新田482番地44
債務者　岸本　博章
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７８号
北海道厚岸郡厚岸町真栄１丁目56番地
債務者　千葉　未来（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１０６号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷1215番地１
債務者　朝長　節夫
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
長崎県佐世保市宮田町９番24号　シティハイム星花201号、前住所長崎県佐世保市原分町703番地
債務者　新家　勝信
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
長崎県佐世保市須田尾町303番地１
債務者　松本　由也
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
長崎県佐世保市日宇町2679番地
債務者　久保　涼平
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
長崎県佐世保市赤崎町198番地１
債務者　新田　恒生
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
長崎県佐世保市原分町85番地１　カーサ原分101、前住所奈良県磯城郡田原本町340番地の７
債務者　陸田　重子（旧姓黒崎）
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第６号
栃木県足利市羽刈町716番地
破産者　有限会社桜井工業所
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１２８号
千葉県船橋市習志野台２丁目６番６号
破産者　マーガレット外語学院株式会社
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２９号
千葉県佐倉市ユーカリが丘３丁目22番９号
破産者　應武　裕一
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
茨城県潮来市牛堀129番地
破産者　株式会社ヤマキ
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所麻生支部